

尾道市所在の御調河内第2地区（丸河南工区）県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画に基づいて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定によって、令和六年二月二十九日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和六年三月十四日

広島県東部農林水産事務所長 横 山 広 志